

(表 面)

大阪府人権擁護士証		交付番号
写 真	登録年度	年度
	氏 名	
	上記の者は大阪府人権擁護士であることを証します	
	年 月 日	
	大阪府知事	印
本証の有効期限は 年 3 月 3 1 日とする		

(裏 面)

大阪府人権擁護士要綱《人権擁護士の業務》
第 3 条 人権擁護士は次の各号に掲げる業務を行う。
一 複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、適切な専門相談機関へのあっせん及び当事者間の調整を行うこと。
二 高度な知識とカウンセリングマインドをもちながら、対人援助技術を活かし、相談を行うこと。
三 様々な人権問題の解決に向けた啓発を行うこと。
四 人権に関する各種の相談業務に従事している者をサポートし、相談技術等の向上のため指導に努めるとともに心のケアを行うこと。
五 人権相談の内容を分析・整理し、啓発課題や人権侵害の予防のための検討を行い、行政機関等に必要に応じて意見を述べること。
2 人権擁護士は、前項に掲げる業務を行うにあたって、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。

(サイズ 55mm×91mm)